

門真市公式LINEアカウント運用方針

(目的)

第1条 この運用方針は、ソーシャルメディアサービスを活用し、本市の取り組みや魅力向上につながる情報を積極的に発信するほか、災害時等における迅速な情報提供を図るため、門真市公式LINEアカウント（以下「当アカウント」）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この運用方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) LINE インターネット上で当アカウントを友だちとして追加したユーザーに対してメッセージを配信することができる、LINE株式会社が提供する情報サービスをいう。
- (2) 門真市公式LINE 門真市が設置、運用するLINEアカウントをいう。
- (3) メッセージ 友だち登録したユーザーに配信するテキスト等をいう。

(アカウント情報等)

第3条 アカウントの名称は、「門真市」とする。

- (1) アカウントID @kadoma_city
- (2) アカウントURL https://page.line.me/kadoma_city

(責任者)

第4条 当アカウントの責任者は、門真市企画財政部魅力発信課長とする。

(運営者)

第5条 当アカウントの運営者は、門真市企画財政部魅力発信課とする。

(投稿者)

第6条 当アカウントでメッセージを投稿できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 門真市企画財政部魅力発信課職員
- (2) 門真市企画財政部ICT推進課職員
- (3) 門真市総務部危機管理課職員
- (4) 門真市総務部収納課職員
- (5) 門真市市民文化部人権市民相談課職員

- (6) 門真市市民文化部生涯学習課職員
- (7) 門真市保健福祉部高齢福祉課職員
- (8) 門真市こども部こども家庭センター職員
- (9) 門真市まちづくり部道路公園課職員
- (10) 門真市環境水道部クリーンセンター業務課職員
- (11) 門真市教育部学校教育課職員
- (12) 運営者が認めた者

(投稿時間)

第7条 情報を投稿する時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時30分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）とする。ただし、緊急時等必要な場合については、この限りでない。

(投稿内容)

第8条 当アカウントに投稿する情報は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 市ホームページに掲載した情報
- (2) 本市の魅力向上につながる情報
- (3) 災害時等における緊急情報
- (4) 前号に掲げるもののほか、運営者が適当と認めるもの

(意見や問い合わせ)

第9条 当アカウントへの個別の意見や問い合わせに対しては、自動応答を除いて、原則として返信しないものとする。

(著作権)

第10条 当アカウントが投稿する記事及び画像等のうち、著作権を有する者が別に存在しない場合、その著作権は門真市に帰属するものとする。

2 当アカウントが発信する内容は、当アカウントからの出典である旨を明示せずに引用並びに複製することはできないものとする。

(免責事項)

第11条 責任者、運営者及び投稿者は、投稿により生じた直接的、間接的な損失について、責任を負わないものとする。

2 当アカウントの運営者は、運用方針の変更や運用方法の見直しまたはアカウント

の閉鎖を予告することなくできるものとする。

(個人情報の保護)

第12条 当アカウントにおける個人情報の収集・利用・管理について、門真市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 個人情報とは、当アカウントを通じて提供を受けた、住所、氏名、電話番号、メールアドレス等、特定の個人を識別できる情報をいう。
- (2) 当アカウントを通じて個人情報を収集する際は、本人の意思による情報の提供を原則とする。また、個人情報の収集にあたっては、その目的を特定、明示するものとする。個人情報の収集は特定された利用目的を達成するために必要な範囲で行うものとする。
- (3) 提供された個人情報は、あらかじめ明示した利用目的の範囲内でのみ利用するものとする。また、個人情報は、本人の同意がある場合等門真市個人情報の保護に関する法律施行条例で定める一定の場合を除き、明示した利用目的以外で利用・提供は行わないものとする。
- (4) 収集した個人情報は、厳重に管理し、漏洩、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を講じるものとする。また、利用目的に関し保存の必要のなくなった個人情報については、確実かつ迅速に消去するものとする。

(問合先)

第13条 当アカウントの内容に対する問い合わせ先は、企画財政部魅力発信課とする。

附 則

この運用方針は、令和3年2月26日から適用する。

この運用方針は、令和5年1月31日から適用する。

この運用方針は、令和7年8月20日から適用する。